

2021.6.11

新型コロナウイルス感染症に関する情報 No40

全国的に新型コロナウイルス感染症の新規感染者が減少する中、昨日、政府は午前中に持ち回りで「新型インフルエンザ等対策推進会議 基本的対処方針分科会（第9回）」（尾身茂会長）に、群馬県、石川県、熊本県の3県についてまん延防止等重点措置を実施すべき期限とされている6月13日をもって、同措置を終了すること等を内容とする基本的対処方針の変更案を諮り、了承されました。

これを受け、政府は同日午後、同じく持ち回りで「第68回新型コロナウイルス感染症対策本部」を開催し、まん延防止等重点措置に関する公示の改正と基本的対処方針の改正を決定しました。

今回は緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の期間延長、基本的対処方針の変更等について紹介いたします。

また、昨日の企業団体連絡協議会で説明致しました、新型コロナワクチンの職域接種について、改めて情報提供致します。

引き続き厳しい状況下での事業運営が続くと考えられますが、具体的な課題や要望等があれば、事務局まで情報提供頂くようお願い致します。

1 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部変更

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項の規定に基づき6月10日に4月1日の公示の全部が次のように改正されました。

●まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和3年4月20日から6月20日までとする。区域ごとには次のとおり。

- ・埼玉県、千葉県及び神奈川県については4月20日から6月20日まで
- ・岐阜県及び三重県については 5月9日から6月20日まで

●まん延防止等重点措置を実施すべき区域

埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県及び三重県の区域

2 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について

6月10日（木）に改訂された基本的対処方針の主な変更点は、①上記1のまん延防止等重点措置の実施区域の変更、②変異株について、国名の削除、③変異株についてのPCR検査の強化等です。

基本的対処方針等は以下のURLから入手出来ます。

基本的対処方針（令和3年6月10日変更）

(https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210610.pdf)

基本的対処方針の新旧対照表

(https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20210610.pdf)

3 新型コロナワクチンの職域接種について

ワクチン接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図っていくため、令和3年6月21日から、企業や大学等において、職域（学校等を含む）単位でワクチンの接種を開始することとされています。

6月8日の食品産業センター情報でお知らせしたように、首相官邸の新型コロナワクチンの職域接種の総合窓口のHPに「職域接種の申請用WEB入力フォーム」が公開されました。（総合窓口のHPは次のURLです。）

(https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/shokuiki_sesshu.html)

なお、職域接種にあたっては、上記、総合窓口のHPに掲載されている「職域接種の概要」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000789163.pdf>)

「職域接種向け手引き（初版）」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000789452.pdf>)

等の資料をご確認下さい。

以上です

【本件のお問合せ先】

企画調査部 武石 (takeishi@shokusan.or.jp 03-3224-2365)
池田 (iked@shokusan.or.jp 03-3224-2379)

【国への要望の送信先】

メールの場合: jfia-kikaku@shokusan.or.jp
FAXの場合: 03-3224-2398